

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出（濃縮液配管他の改造工事）【2】）」

2. 日 時 : 令和3年6月18日 15時00分～17時10分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、

西内安全審査官、畠山安全審査官

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力工事センター 課長※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

- ・ 資料1 美浜3号機 濃縮液配管他の改造に係る設計及び工事計画届出書について 補足説明資料
- ・ 資料2 美浜発電所第3号機 設計及び工事計画届出書（濃縮液配管他の改造）に係る確認事項

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい。原子力規制庁ーハタケヤマ熱、ただいまより、関西電力美浜発電所の濃縮液配管に関する届けに関するヘディングを開始したいと思います。
0:00:16	原子力規制庁本庁側からは、セキしました。
0:00:22	エイベックスでセキのセキ調査官へウェブ上で、21 審査官、本庁側で鈴木審査官と武田審査官ハタケヤマの 5 名レスセキされます。
0:00:34	関西電力からしていただいている資料に基づいて、前回からのヒアリングのコメントの回答をお願いいたします。
0:00:46	関西電力の赤井でございます。では説明を始めさせていただきます。
0:00:52	ヒアリング資料といたしまして、美浜 3 号機の式配管ほかの回答に係る設計及び工事計画の検証についての補足説明資料について、用意させていただいております。こちらにつきましては、前回のヒアリング時から
0:01:08	見直した記載を見直し変更した箇所を追加した箇所を
0:01:13	今後説明させていただきます。
0:01:16	では明示をめぐっていただきまして、ページめぐっていただきまして、まず目次のほうでございます。こちらにつきましては、参考資料 3 から参考資料 9 までについて追加させていただいております。こちらの説明につきましては後程説明させていただきます。
0:01:32	では次に至っていただきます。
0:01:36	続きまして、下のページでっこ 4 ページでございます。
0:01:43	こちらですけれども、てけ及び工事計画届け出書における適用条文のところでございます、吊上の A-11 条、11 以上でございます。前回の御説明資料提出時には、
0:01:58	こちらはどちらも適用ように判断して 0 にしておりましたけれども、今回参画に修正してございます。
0:02:09	詳細な説明につきましては、後程参考資料をつけさせておりますのでそちらに含めさせていただきますけれども、まず、こちらで 4000 理解できなかったります。まず 11 条の火災の損傷の防止につきましては、
0:02:25	設備につきましては、設計基準対象施設であることから適用条文にはなるんですけれども、火災による損傷の防止申請では燃材料による連通口使用することから既工事計画の設計内容に変更がないことでカバーによる損傷の防止に係る設計はぽんぽん届け出内容しないことから、審査上部とならないと。
0:02:45	それから、タンクに修正してございます。
0:02:48	でも、特に第十二条の発電用原子炉施設内における溢水等による損傷防止につきましては、こちらもええと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	設計対象ってはっきり対処施設であることから、適用条文となりますとなりますが、やっぱり次により損傷の防止につきましては既工事計画について設定したり水量を変更する必要はなく、
0:03:09	工事計画の評価に御がないことにしております。
0:03:12	工事計画から設計の変更でなく、溢水による損傷の防止に係る設計は本当に内容に関係しないために審査、
0:03:21	最初の上部棚に整理して的感覺と修正してございます。
0:03:27	では、引き続きテクノメディカいただきます。続きまして、とした 9 ページでございます。
0:03:35	こちらにつきましては、設計及び工事計画書の継承の添付書類の基底いただきまして、添付書類の要否について修正してございます。こちらにつきましては中ほどのはずよ現象の火災防護に関する説明書と発電用現象施設の溢水防護に関する説明書について精通してございまして、
0:03:55	継続購買につきましては、店頭丸の来ておりましたが、どちらもまずにございます。
0:04:05	こちらも詳細は後程説明させていただきますけれども、まだの火災防護に関する説明書につきましては、今後、工事計画は不燃材料貸与理解のため機構事件とかで評価した防護設計に影響を与えないかと判断しバツとしております。
0:04:20	またいずれ防護に関する説明書につきましては、
0:04:23	工事計画にて停滞溢水量変更する必要はなくて結構リンク計画上評価した防護的に影響を与えないことが不要と整理して変更してございます。
0:04:37	では、次の変更点について聞かせていただきます。次はできたD5 ページでございます。
0:04:45	こちらは参考資料 1 で沢山不適置けるの単位中立性申請について説明したものでございます。
0:04:55	ポーリングで変更点のところについて説明させていただきますと、まず、
0:05:01	荷物CN比についてというところで、今回のCLaについての減少についての説明を終えてから作成いただいております。
0:05:11	ここにつきましては、バス停読ませていただきますと、
0:05:15	応力腐食割れっていうのは材料が特定の応力条件とか環境条件されたときに言われる現象であり、医療環境の短用意が重畳した場合に発生する施設で鉄塔の比率地震につきましては、拘束等の基盤に塩化物イオンが凝縮されて、腐食が進行するとともに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	これ白色の環境下で一般の方には重畳ということで割れが発生すると言われております一般的にSCCを抑制するためには、上記作業のうちの無機よう医療取り崩すその他必要がある。
0:05:47	ありますのでまた経歴のシェア間要員につきましては、
0:05:52	内容につきましては以下の内容で応力については、運転中の配管を
0:05:57	フレキ能力及び配管破断時能力。
0:06:01	環境につきましては、図 4 が該当してございます。
0:06:06	また帯同追加した箇所といたしましては、時 3 ポツ二つ 316Nの耐黒SCC性のところの一番下の文章で一番下のパラグラフ、
0:06:18	ところで、三山 3 号機の時期産業について述べておりまして、実機環境と
0:06:27	来月ページングただ水が人健保
0:06:32	非常にございまして、三山号機の実機環境においては、最高使用温度が 95 の最高使用圧力借入金 8MPa塩素イオン濃度が 500ppm以下狭窄ほどは 8 てppm程度で試験条件からビデオないから条件であるということを追記させていただきます。
0:06:52	はい。
0:06:53	では次のページ、
0:06:56	いただきます。
0:06:58	下 16 ページにつきましては、
0:07:01	こちらやっぱりいつ開催条件なりHSBCのスズキとしてモリブデン添加により影響をメールで載せていただきます。
0:07:11	追加しております。
0:07:13	こちらですけれども、森口さん記録としてモリブデン添加した時の営業といいましてまずモリブデンがあるときにつきましては粒界に森ビル平米セキが生じると議会のクラブ格差が抑制されクロム酸化物が形成しにくくなると。
0:07:29	一方で、モリブデンがない場合につきましては、下流開閉流体でのクロム落差が育たないためにトータル的にクラブ単価と兄弟しやすく、
0:07:40	一般会計でぜひ覚えやすいということを説明させていただいております。
0:07:47	ページ数でいただきます。
0:07:49	こちら 17 ページですけれども、こちら
0:07:54	こちらの第 2 図のところのプロットしている赤い白丸、黒丸と説明について追加させていただきます。
0:08:02	下の米印のところですが、こちらの異常なし割れる過程はどのようなこともの同様な判断をしてるかっていうところでございます、こちらは試験を式で試験表明または断面の終わりを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:17	確認したかは確認できれば割りを発生したとして、黒丸をプロットしてどちら も確認できるやっれば異常な引き継ぎとしてプロットしているところで広がり としてプロットしているということをこれ多分追加させていただいております。
0:08:34	参考資料 1-5Aとして、変更箇所については以上でございます。
0:08:44	いや、
0:08:46	次のページ、18 ページについて説明させていただきます。こちら炭鉱資料 2 と しまして、工事計画における設備の撤去について。
0:08:55	でございます。こちらですけれども、前回のヒアリング時に運用停止と
0:09:02	最初適用違いで説明させていただきます様でございますけれども、改めてヒア リングに円筒記載を修正させていただいたものでございます。
0:09:15	こちら数一定とさせてもらっていただきますと、本資料につきましては、ト ナミはタンクを渡航歴だから除外することとなりますけれども、大分保険緊対 所所設置の手続きの開始リアリティあたりを方々の技能緊対の撤去の
0:09:32	設備の撤去記載不具合で工事計画課長がいる場合の記載について示してご ざいます。
0:09:38	2 ぽつの設備の撤去でございますけれども、これまで工事計画における設備 を除外する手続きといたしまして、現場を実際の現場から取り除く工事を取り かえない場合は撤去と記載しておりまして、実際の現場確認の工事を実施し た場合については記載してございました。
0:09:56	また、大飯 3 号機緊対所設定においては、ていうという注記を通じて森林吸気 対策所の運用開始をもって廃止という旨を記載してございました。
0:10:08	これはどちらも工事計画上から除外するということでございまして、こういう工 事が今日ありということでございます。一方で、発電用現象施設の工事に係る 手続きガイドにおきましては、までつり
0:10:23	撤去を自動で皆さんと私は決まっておりますけれども、背斜及び等のも伝 えていないということでございます。
0:10:32	これらを踏まえまして、3 ポツの今後の対応といたしまして、今後の
0:10:38	一方的なにおいて受け取りにつきまして工事の計画から除外する場合につき ましては、現場が遠隔工事の有無によらず撤去と記載することといたしまし て、本工事計画届け出書においても規制化を実施。
0:10:54	それもでございます。
0:10:56	資料については以上でございます。
0:11:02	では、次のページに行かせていただきます。炭鉱資料 3 といたしまして、こ からが追加した資料でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:11	これにつきましては、今後工事における幼児作業の範囲等を開くの想定とそれらを踏まえた作業管理について説明したものでございます。
0:11:25	まず、主配管の改造範囲の井戸水というものをいっぱい水を当事者の図で示してございます。
0:11:34	こちらですけれども、来決議との取り合いですとか、配管のばね。
0:11:39	搬入整合性と関連で、現地工事が必要という分岐の4列が必要な箇所というのがあるのですけれども、被ばく低減の観点によっておりマリン常設各局スペックな利用に設計してございます。
0:11:54	また、例えば本当の原因に係る工事に関しましては、放射性廃棄物の廃棄会議。
0:12:00	工事の方法のサポートの効率向上の理由以降に、より11作業実績としてございます。
0:12:06	具体的には現場状況であるとか、作業環境、先ほど条件を外した放射線業務従事者に対して摩耗借用であるとか作業時間管理と適切な被ばく低減措置と被ばく低減作業を行うこととしております。
0:12:22	工事しまいに放射線作業計画等により移行者が確認する運用としてございます。
0:12:28	それぐらい現行工事につきましては、携帯電話の撤去及び新設配管施設を計画してございまして、現地工事期間を通して想定される1人当たりの個人被ばく線量というのが、
0:12:41	被ばく低減措置を行った上で、合計1ミリシーベルト以下と想定してございます。
0:12:47	被ばく低減措置といたしましては、作業時の会議には非管理区域へ対するなど、管理計画の対談滞在時間を短縮するように努めた提言配合としてございます。また、作業前には周辺環境特定しまして、ホットスポット等の局所的に放射線が高い箇所が上がってきた場合につきましては、
0:13:07	配管のフラッシングや滑動により被ばく低減策を行います。
0:13:12	まだ個人の被ばく管理といたしましてはどうか工事での被ばく線量含め年度あたり30mSv、5年間あたり厳しいところ、これに努め、
0:13:23	各ページでまた確認翌日を
0:13:27	営業2月規則等の規定に基づくセキ本年度第6次どこ基準を同じような管理を行ってございます。
0:13:36	また、汚染管理といたしましては、
0:13:39	依頼票示せいただいておりますけれども、区分分離を実施して管理してございまして、本工事の計画は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	1 に低い海域陸域に分類されてございます。
0:13:51	なお今回の工事の前後に汚染区域分類を変更前後ではございません。
0:13:57	なお、人等において、汚染区分を超える恐れがある場合につきましてはマイクロリー区画を設定いたしまして、その区画内で作業することで、汚染の広がりを防止することとしてございます。
0:14:11	担保広さについては以上でございます。
0:14:14	では、次のページに書かせていただきます。
0:14:17	続きましては、参考資料 4 ということでございまして、結局は一旦、
0:14:22	の会計がやっぱにあたって読みことでございますけれども、こちらの妥当性について説明いたします。
0:14:29	説明書説明書でございます。
0:14:34	会議では装置の濃縮液につきまして／とかGずれ装置とする系統設計の量が 3.193. 1 立法メートルパーアワーでございまして、やっぱり一方で既設の配管の標準流速における流量は、
0:14:49	あまり効き目します。計算結果から 5 点で立方メートル/h という管理されてございます。従って、各設備の配管流量につきましては、系統設計上の流量よりも大きく、
0:15:03	設備の範囲拡大K-33.4mm での、設計上妥当であることをここで説明させていただきます。
0:15:11	資料については以上でございます。
0:15:24	では次に、
0:15:26	参考資料
0:15:28	5 でございまして、
0:15:31	こちらは件名説明書に関する基本方針の記載について説明させていただきます。
0:15:39	健全性に関する説明書につきましては、
0:15:44	発電が結構には手続きガイド
0:15:47	来より要望表に記載する機器等が通常運転時設計基準事故時重大事故等に機能要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明するものでございます。
0:16:00	タケダ解説ニシムラ基本方針は、浜堤やとか系列に対して所要の機能が発揮できるセキ公費を説明するものでございます。
0:16:12	新しい各項目の要求事項及びポンプの例で説明すべき内容が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:18	明確化されてなかったということがありましたので、以下の以下に記載の考え 方っていうのを記載してございますけれども、人がもとに健全性説明書適正化 を実施。
0:16:28	ぜひそういうものでございます。
0:16:31	具体的な規制の考え方で説明させていただきます。
0:16:34	まず、
0:16:36	最初の概要のほうで届けに説明する項目を明確化してございます。
0:16:42	再稼働工認健全性説明書における技術基準規則というのは 9.9 条、14 条、15 条。
0:16:49	32 条。
0:16:51	第 3 号、38 条第 2 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 1 項第 5 号及び第 54 条。
0:17:00	でございます。
0:17:02	でぽんと文献における審査対応所業務で 7 蒸気情報ベースにしてございまし て、
0:17:09	本当の建設費の審査対象量分につきましては、第 14 条の第 2 項及び第 15 の大体 2 行でございます。また、やっぱりPRAへの適用条文に対する機械工 学につきましては、環境条件、
0:17:23	及び神経稼いで化でございますので、料金変更を当行説明すること、1 の概 要に記載していくことといたします。
0:17:33	二つ目で図けれどもアプリの基本方針の耐候性につきましては、
0:17:39	そう。
0:17:41	次のページのfまで交付したというふうにされ、
0:17:45	それをちゃんと順番が前後している失っているのかもしれませんが、そ のページ 23 ページのほうに出て記載してございます。
0:17:54	こちらですけれども、まず長かつ湖北で要求される事項を明確化するために記 載項目に対する安全施設全体の設計方針を記載してございます。
0:18:06	その上でぽんと現設備の設計方針の公表を記載して設備の設計広告を明確 化してございます。
0:18:14	そして、計画した。
0:18:17	他方で考慮ようになった設計方針に対しまして統計設備の具体的な適用を記載 するという法廷で
0:18:25	それがタケダておりまして、記載させていただくものとします。
0:18:32	参考資料についての説明については以上でございます。
0:18:39	では続きまして、実際のページでいきますと 24 ページのほうの参考資料 6 の 混合における試験検査性について説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:51	ポイントだけは工事により、現場で実施する検査といたしましては、包絡性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法に基づいた静的検査耐圧検査、漏えい桁計画してございます。
0:19:03	なお、発言さ漏えい検査につきましては、脱目のSMCは 2012 年度版
0:19:10	の分娩認められているやっぱり系と代替試験としては深度対象試験を実施するものでございます。
0:19:19	時下見のほうに配管の敷設の部分イメージ図をつけさせていただいておりますけれども、神経の成立性に関しましては、設置する配管の周辺には試験受けた干渉物ある構造のサポートがなく作業スペースを十分にることから、
0:19:36	計画に影響ないことを確認してございます。
0:19:40	むしろ一つの説明については以上でございます。
0:19:47	では続きまして下のページ 25 ページけども、参考資料 7 といたしまして、懇都道府県における火災防護に関する説明について示させていただきます。
0:19:59	こちらけれども、火災もに関するにおける対応を行う機器等といたしましては、原子炉安全停止に必要な機器と等と放射性物質の貯蔵する機器等がございます。
0:20:11	本当か芸術鉄につきましては、高齢者性廃棄物の廃棄施設の液体廃棄物処理施設に該当する配管であり、火災防護機器等の放射性物質の貯蔵設備機器等に関連する配管であるため、火災防護説明書を添付してございましたが、今回、不燃材料でございます。
0:20:30	1000 ぐらい料であり、火災の影響を受けることはなく条文性状緊対所することから、また適正化を行います。
0:20:43	参考資料については以上でございます。
0:20:51	では、続きまして、メール
0:20:53	従ってレベルアップ 26 ページの参考資料 8。
0:20:57	はい。
0:20:58	これにつきましても工事における溢水評価妥当性確認について説明してございます。
0:21:05	本当の受けるのボーリングにつきましてはダビングまでタンクや既設配管を撤去したりする配管について地質を行うものでございます。この工事によりまして、スクラビング末端教室内外の溢水量の変更が生じますけれども、
0:21:20	表に今日つけさせていただいておりますけれども、こちらの表の通り、いずれは隣接することがないとなります。
0:21:31	セキ従ってまして、機構で確認して設定した溢水量変更する必要なく、気候変化を表にかなり影響がないことを確認してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:41	なお、被水防護対象区画に
0:21:44	はいどうもする場合につきましては、保安規定に基づき溢水評価の条件を変更する。
0:21:50	その横にございまして、その結果により評価に影響がない旨を記載してございます。これらことから、今回、溢水
0:21:58	人分析は小さく上部平たいその条文とはしないように変更してございます。
0:22:05	それで、この番号といたしまして、図 2 というページ 27 ページのほうにはポンプのければいかなの平面図と、それを対応した溢水防護区画と設定させていただいてございます。
0:22:22	要は、
0:22:23	参考資料 8 については以上でございます。
0:22:28	にとりましていたしのページ、29 ページのほうでございまして参考資料 9 といたしまして、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準額規則第 39 条第 2 項第 2 号の農園拡大を防止するためのセキについて、
0:22:44	データのさせていただきます。
0:22:47	こちら技術基準の第 39 条第 2 項第 2 号におきましては、マエダを通り、
0:22:55	申し上げた
0:22:58	処理施設の画面ですとかには傾斜または
0:23:02	だめに設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物の廃棄受け付けコードでありかつ流体状の放射性廃棄物処理施設周辺部が言うた以上の
0:23:14	こうやって廃棄物の漏えい拡大をするための適用せされていることということが求められてございます。
0:23:21	また解釈については、表で示させていただいております。
0:23:25	今回工事範囲からこれ廃棄物処理設備の内部の床面につきましては、下に増
0:23:32	引き出せさせていただいております、多量の通りでございまして、流体状の放射性廃棄物
0:23:39	漏えいの拡大を防止するため、セキといたしましては、床面傾斜により実現させてございます。
0:23:49	参考資料の説明については以上になって以上でございます。
0:23:54	以上です。
0:23:56	説明資料の説明を終わっているさせていただきます。
0:24:15	原子力規制庁のハタケヤマ熱説明ありがとうございました。まず説明いただいている資料のところから質問したいと思います。
0:24:25	補足説明資料の 15 ページからよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:34	はい。冊損益 6-IsAcNSG申請について御説明今日いただいたかなと思いますけれども、
0:24:43	3 ポツの説明の中でちょっと確認をさせていただきたいところがございます。
0:24:49	まず 1 点、
0:24:53	3 ポツの 2 段落目の一番下のところですかね。冊数 3④よりKlabSCCの発生を抑制することが確認されていると書かれていて、これ第 1 図ということは、括弧書きで示されているかなと思いますので、
0:25:11	このところで示されているCIのところでの第 1 図を見る限りだと塩素がどのように聞いているのか、その方のSCCとしてどういうふうなことが抑制されているのかって説明は、
0:25:25	図面上ではなされていないのかなと思いますけども、
0:25:30	この段落で言っていることと、図面に対しての整合性ちょっとご説明いただけますか。
0:25:36	はい。
0:26:05	関西電力の北条です。ご指摘いただいたところ、図 1 図というところでどのように含めたいと、成果物の説示し合っそれぞれのかということですけども確かにちょっと図 1 図だけではちょっとこの文章の今、
0:26:23	あとはよろしくなくてですね第 1 図のところにつきましては、モリブデンを添加することで、
0:26:32	モリブデンを低下することによって延坪島この査察官 16 の材料の結晶粒界のところでクロムの単価物流の設のは、整定を抑制するというモリブデンの効果のことを記載させていただいてまして、
0:26:48	その効果を持って行かある事によって、沢山 0 冊単一 6 というのが体育ccの発生を抑制しているということになるんですけども、抑制することが確認されているのは、この図ではなくてですね。
0:27:05	それと次のベルギーのルーター17 ページに記載させていただいてます。第 2 図の中で塩化物イオンの濃度
0:27:15	それからタ方と濃度をこれを踏まえて実験した拡散④と沢山記録の結果、それで沢山記録の方が塩化物のイオン濃度が高くなっても、所へ流出し市が発生しにくいという結果を示してございまして、
0:27:33	メカニズム会え防止しているようなメカニズムのところはモリブデンの変化による影響という第 1 図のところございまして、抑制することが確認されているところはダイニクのところの試験結果をもって記載してございましてので、あと第 1 図だけ書くのはちょっと紐づけがよろしくなくて、第 9 図、第 2 図と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:52	避けていただくのがまた実機だと考えております。
0:28:03	原子力規制庁の畠山です。途中までの御説明は、ある程度理解したんですが、ちょっと最後のちょっと御説明がわからなくてですね、今、第2段落で言っている途中までの話っていうのは基本的にそのモリブデンの効果に対してお話をしているものであって、
0:28:21	所SCCの発生抑制するっていうことに対しての
0:28:26	直接的な確認事項ではないと思っていて、2000 確認しているのは、第2図、
0:28:36	確認しているんだと思いますけども、このモリブデンの効果っていうところを御説明すると、黒SCCの発生抑制することが確認されているのは、
0:28:47	どのように繋がっていくのかっていうのは、
0:28:51	ちょっともう少し体系的に御説明いただけますか。
0:29:11	下階電力の北条です。当モリブデンの効果によってクロムのSCCの発生を抑制してるっていうのはですね3ポツの措置上段のところに書いてるんですけども、
0:29:27	どう。
0:29:30	クロムを
0:29:35	漂流化にクロムの単価物というのが析出すると、このクロムの
0:29:42	労務単価べく'析出した周辺にブログの低下したクロム欠乏層というのがあったりしまして、ここで耐食性が劣化してしまうと、この耐食性が劣化したような状態で腐食環境下で応力が重畳してしまうと。
0:29:58	指針が発生するところにかま知られてまして、
0:30:04	このマーク向けての増を稼い立てないために、また316ではモリブデンというのを添加することで、欠乏層の発生を防止しているというものになりますんで、第2図20のほうにつきましてはHead直接そのモリブデンの効果ということを確認するために真下実験、
0:30:23	というのはちょっと見にくいですけども、たくさん④土佐316というのが今言ったそのモリブデンが添加してありましてあれしてないという材料の違いがございまして、結果としてそのモリブデンが添加されている冊316というのが
0:30:39	SCCが発生しにくいという実験結果を示しているというものになった。
0:30:51	惜しいな確認させていただきますので少々持っていただけますでしょうか。
0:31:00	規制庁の武田です。まず、すみません、とその件なんですけど、1ページ目ちょっと見ていただきたいんですけど。
0:31:09	濃縮廃棄数値における工事の概要のところ濃縮排気配管には現状冊数レート3④層等が使用されており、塩化物イオンが配管の不動タイマーが不動態皮膜を局所的に破壊することで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:27	応力し悪くありの発生が懸念されるってということがまず書いてあるので、ちょっとスムーズ私も事実だと思うんですね。その上で、三番の説明をしてくると、これ中で内部の話になっちゃっているの、具体的にはクロム欠乏層っていうのが、
0:31:44	はいかんじゃない材料表面にもできているので、そこからステート塩素も含めて、
0:31:53	即決でISOも含めて、そういうものがアタックすることによってSCCがどんどん死んでセキっていうのが事実関係だと思うんで、それに関してちゃんとねと記載されていないので、ちゃんと記載していただきたいということと、そもそものごめんなさいについてと参考資料1の方いきますと、
0:32:12	まず2番で演奏SC指針について、その最後のところで、環境塩素イオンであるって何なのですかって感じで、これは買えと環境は、濃縮廃液中の塩素イオンでいやあるとか、ちゃんと切れちゃんと詳しく説明していくことがないとこれがわからないってと思います。
0:32:33	次に1ページ目で系統概要のところを見ると冊数3④が残ってるんですね一部配管が、
0:32:46	今回名等これの説明参考資料1を見ると三番のところ、なお美浜の3号機の実機環境においては、そういうのは500ppmって書いてあるから、ここの部分はSCCが発生するってこと。
0:33:02	可能性が高いわけですね。なんで言うところの項目を見ると、患者の不完全な工事してるんじゃないかと読めちゃうと、多分濃縮廃液中のS銅低100ppmぐらいに実機では管理するんじゃないかと思うんですけど。
0:33:20	そこら辺がきかない所500ppmだとsecこれ発生するから3④全部の箇所を交換しなきゃいけないんじゃないかと読めるんですが、それについての見解をお願いします。
0:33:36	。
0:33:48	各科電力の赤字でございます。まず
0:33:53	産廃と。
0:33:56	はい。製品のメカニズムに関しましては、戻そう者を具体的に各海底体系的にSCCら起こるメカニズムを持たせてさせていただきます。もう一つの
0:34:12	内容の一つで、多分たとえにやなら全体版残っているという件でございますけれども、こちらにつきましては、こちらの内容はセメント固化に行くラインでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	で、現在ですけれども、運用上のは、運用上のほうに配慮は当時からはアスファルト固化ラインを使用してございまして、主に、じゃあを使っていることで、後ですけれども、
0:34:44	仮に
0:34:46	あと
0:34:51	またHpのやっぱりどこがどの程度の系統図のほうでもないの変更後のところ ですけれども、こちらのファイルとかドラム詰め節理分岐点っていうことものが ございますけれども、そのすぐ左、
0:35:09	のところに答弁を新設しますので、こちらがバウンダリとなりました。
0:35:18	そちらのドラフトネックの内には農地が行かないような運用にしておりますので、 こちらについては、
0:35:27	F、そのような嵌合ならないということで整理してございます。
0:35:35	規制庁の高部タケダですそれでは何か説明になっていなくて、環境なので、1 回でもこれ使ったことがあれば、濃縮廃液自身はここに1回は通っているので 演奏にさらされてるんですよ。
0:35:49	だからそういう意味だという水深は発生する可能性があるので、
0:35:53	それだとちょっと使っていないからは、取りにならないと思います。
0:36:24	関西電力の北条です。今このドラム詰め室EPの配管ラインのところ、3④が残 るということで、今後のちょっと使い方のところも含めてタケダが説明をしたんで すけども、時自体は当然、このラインについては、今言ったように、
0:36:45	ドラフトね室への廃棄物の処理というのは実際に使われたってあるとか、設備 側へ気相部指定等、
0:36:54	廃棄率の廃棄物の処理をしているというのがありますので、今ちょっとお話あ りましたら一度濃縮液を通すところがあるのではという話ですけども、実際 この人ラインとか使えますと純水のラインに配管を洗浄をしたりとかするんで すけども。
0:37:12	それで配管内延長するというのをもうへとございまして、実際その自動たらク ロムが残ってSCCが今後発生してくるというものではなくてその環境下にさら される時間がなくなってくるとSCCが発生するというもので、
0:37:29	今後もそこまでこのラインを使うこともないということで、実際はこのたまるよう な意見がSCCが発生するというようなことは今ちょっと想定してないというところ でして、今後よく使うこの朝とか設備機器のところについてよ。
0:37:47	予防保全対策として 304 から 36 に変更するという工事計画を考えてございま す。
0:38:29	規制庁の武田です。2点ほど、そういう意味ではごめんなさい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:35	先ほどさらされる時間的なことを言っていましたけど、時間によるファクターっていうのは、ちゃんと確認しているのかって言うということと、ほかに検層SCCが発生、このラインでね、そういうSCCが発生しないような
0:38:52	また別の対策がとられているのかっていうのをちょっと説明してください。
0:40:01	ただ2部事業報告です。少々お待ちください。
0:42:00	反対電力の北条です。どれだけの時間が時間軸でSCCが発生するのかっていうところにつきましては正直ちょっと時間的なファクターで1%というところまでは押さえ切れてないと変わってないっていうのが実態です。
0:42:19	一方でこれからっていうのは、このラインについては、やはり弁で閉止して濃縮液がそちらに行かないようにする運用にしてこのラインっていうのは農地にさらされることがないというふうにするということを考えてございますので、
0:42:36	ただラインについて図示Cは発生今後もしないというふうを考えているというのが実態です。
0:42:47	規制庁のタケダですべて今まで、今の説明だと、これまでの3④配管方法使っているところに関してはSCC対策はしてこなかったって聞こえるんですけどそれ正しいんですか。
0:43:27	関西電力工場です。同じようにこの3④があるラインに対するクロムのSCC対策ということで、これまでも伊藤仮定する可能性のあるところというのは配管の取替っていうのを今やってきてましてこの8000美浜3号機につきましても
0:43:46	この部分につきましてはできてなかったっていうこの部分だけできなかったというところで、今回この届け出をさせていただいて予防保全の対策工事を取るといものになります。
0:44:02	結局含め常用規制庁妥結タケダです。予防保全ということは、可能性があるんで交換するということなんで、そもそもSCC対策をある程度考えて材料選定って最初からやられてるはずなので、
0:44:18	そこら辺、何か説明さう説明の仕方がちょっと変ではないんじゃないかなと思うんですが、
0:45:55	ほぼ
0:45:56	原子力規制庁の畠山です。まず予防保全と今回おっしゃっていたかと思いますが、この予防保全っていうのはどういう意味合いを持っているのかということと、これをちょっとまず伺いたいと思っていますこちらとしては、過去の例でいうと、
0:46:14	等の加圧器スプレラインの配管の設工認の申請の際においては、もともとSCC対策として、環境を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:23	ですかね、水素濃度酸素濃度そういったとこですね、やはり酸素濃度のほうですね。低減させることによって通信し対策をとっていて、ただ予防保全として材料であったり応力というところの
0:46:40	政策をとっています。ということの御説明あったかっと思ってます。そういうふうなもともととられているのかどうか、そういったところ、
0:46:50	それに対してどのように予防法でのするのかっていうところをちょっとまず確認していきたいと思っていますし、今は例で挙げてのは、クラス3配管に関して申しあげましたけども、
0:47:02	クラサワんではない今回のクラス3の配管については、このようなことを求められている対策というものからAクラスうんと異なっているのかどうか、いわゆる
0:47:17	今回でいうと、用度酸素濃度での高い状態だと思んですけども、それはもともと許容されていたのかとか、
0:47:25	許容されているということでありまして、SCC対策を起こさないようにするっていう面はどのように考えられていたのか、一つ外せば、クラス3のところは予防保全なんですよっていう、ももとの考え方があったのか、ちょっとこの予防保全の使い方っていうのはどのように考えているのかをちょっと御説明したいという趣旨です。
0:50:00	すみません東京支社の方からですけども、
0:50:02	よろしいでしょうか。
0:50:08	原子力規制庁ハタケヤマです。どちらに対して今申し上げてましたが、ちょっと発言してよろしいでしょうか。はいどうぞ。今ハタケヤマさんから大飯のスプレイ配管、大飯3号、
0:50:24	ありがとうございます。
0:50:26	まず、3号機は予防保全といった位置付けで理解ではなくてですね、からの欠陥の検出されたと踏まえまして、今後の知見拡充のために配管取替をしますということで取りかえを行ったんですね、取替にあたってはぜひCとか、
0:50:42	そういう部分、そこら辺に対する入れたら当然行った上で設計してますということを御説明差し上げます。今回のこの美浜3号機の濃縮域配管の取替に関しては予防保全という言葉を使ってますけども、
0:50:57	方位のスプレイ配管とは違ってですね、現に欠陥が確認されている、その部分を取りかえるというようなものではなくって、現状は、欠陥が検出されたりしているわけではないわけですけども、黒SCCという知見、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:14	あるということを踏まえて自主的により安全性を高めるという観点から、当社の中で、必要な範囲というものを選定した上で、該当する部分については、安全性を高めるために取りかえを行うということを決めたというもの。
0:51:32	そういうふうを考えていますと事業本部もちょっと不足があればお願いします。
0:51:42	関西電力も向上ですと事業本部側はもう今はちょっと東京支社から御説明いただいた通りで、今何かSGでシールが発生しているわけではないですけども、当社としてよりSCCが発生しにくい材料に取りかえてより
0:51:59	4にしていくということを考えて踏ま配管を取りかえるという趣旨で今説明のあった通り、同じ認識でございます。
0:52:16	原子力規制庁の畠山です。ちょっとまず、スプレイの例を出した点についてはスプレイの取りかえるきっかけになったことってことを申し上げたいわけではなくて事例規格に基づいて対応をこれもできていたスプレイのところっていうのは、
0:52:32	もともとクラス云々のところだと、溶存水素程度酸素濃度っていうのは低減されていることから、SCC対策はとられているっていう表に事例規格上いってるかと思えますけども、そう例だけではなくて材料の対策としてもなさっていたとか、
0:52:50	これまでの対策なさっていたけれども発生したっていうことはまずその事実として御説明を補足説明資料で、このときはですね、受けていたかなということの説明した次第ですので、こちらとして確認したいのは、そういった基準っていうのは、クラス1の場合とクラス3の場合、
0:53:11	においてどのように変わっているのかっていうことを確認したい趣旨で今回御説明いただいたものっていうのは、クラス3だから、例えば
0:53:24	今回のルートでいうと、もともと裕度の高いっていう状況で環境のところっていうのはまず対策っていうのは軽減させるという対策をとっていただきたいと思っておりますので、
0:53:37	材料に合意
0:53:40	では、現在は3④相当のものを使っている等というところでちょっと
0:53:47	能力のところは中国ありませんけれども、今回、もともとこのラインがSCC対策をしていたっていうところは何を指していつ言っていたのかっていうことをまずちょっと申し上げたかったんです。
0:54:02	それに対して予防保全っていうのは今回何が該当しますかと。
0:54:08	いうことを申し上げた次第です。
0:55:11	原子力規制庁ハタケヤマちょっともう少し直接的な聞き方をしますけれども、今回冊サマリーが相当になっているこのドラム詰め室っていうところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:24	時の
0:55:25	現にまずSCCが起きていませんっていうところがまず1点御説明としてたんだと思う。
0:55:33	をもって一定で御説明起きていないところについて、仮に起きたとしても、まず影響というものは考えにくい。
0:55:42	そういうルートである。
0:55:46	佃さんっていうところで言うと、そういった運用をなさっているのかどうか、ここは取りかえないっていう趣旨のところもう少し明確化していただけますか。
0:55:59	取りかえないこと自体が悪いわけではないんですけども、予防保全としている範囲っていうものがちょっとどのような考え方なのかということ。
0:56:08	確認したいです。
0:56:39	いうものを説明お願いします。
0:56:45	だかられるPOS小学校ください。
0:59:46	関西電力の会社でございます。
0:59:48	それで申し訳ありません。今いただいたコメントを踏まえて、先ほどちょっと説明と重なりますけれども、鉄のみな配管ルートですとかは取極フラッシングするであるとか、
1:00:04	今後の運用としてそういう共有できるような弁を設けて、できるだけ使わないようにするとか、そういう予兆の配慮により起きても影響が小さいということをしてございます。それ以外にもいかなのかなというのは社内を確認して、また資料で御説明させていただこうと思います。
1:00:26	原子力規制庁の瀧川です。検討する旨承知しましたが、ちょっと明確に盛り込んでいただきたいところに申し上げますけれども、このドラム詰め室までのルートを冊27を使っているっていうのは、
1:00:41	設計当時、冊27を適用した理由として、SCC対策が当時から検討されていて、材料選定をされていたというのは、このラインとしてのSCC対策として冊に七尾的
1:01:01	そういうのが妥当だということを当時考えていて、この材料選定をしていたのか、或いはこのラインとして冊数になるっていうのは、当時全容選定としてCCのこと考慮されていなかった。
1:01:17	けれども、日利用頻度であったり、あとは、
1:01:24	発生頻度。
1:01:26	あとは発生したときの影響とかでクラスの考え方。
1:01:33	そういったところでええんところのライン冊、2年というものはSCC対策として、
1:01:42	仮にその交換をするとか、材料選定改めて考え直す必要性っていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:50	なくても影響度は小さいと判断をなさっているのか。
1:01:57	ここの取りかえ、
1:01:59	すると否かっていうところという設計当時どのように考えていて、結果今どうなっているのかっていうことの御説明をいただきたい。
1:02:08	取手市です。
1:02:10	ちょっとそういうふうな形で予防保全とおっしゃってるってことおそらく何かしらの対策をもともと検討されていた上で、それに対してさらに予防保全としてってことだと思うとその前段階としてはこのラインがどのように考えられていなかったということ
1:02:25	できるだけご説明いただきたいという趣旨です。
1:02:44	サカイ電力の 8 でございます。ただきましたコメント踏まえまして、
1:02:49	機材を検討させていただきます。
1:03:31	ちょっと少々お待ちください。
1:04:21	原子力規制庁の畠山です。すみません。ええとSCCの話から少し離れまして、
1:04:29	参考資料 3 のところの説明のところを確認したいと思います。
1:04:36	参考資料 3 のところの移動後ろのページですかね。
1:04:41	汚染区分に関して熟考え方についてちょっと 2 のため確認をさせていただきたいんですけども。
1:04:46	今回作業をするに当たってビニール等で区画とかを設定してその区画内で作業する実施しますということで、汚染の広がりを防止することとしているということが説明の中で書かれてるかなと思いますけども、
1:05:01	汚染管理っていう前段階で、このAタンクとか、そういったところのラインは、中を除染するのでしょうか。ちょっとすみません、これ 1 回聞いたら申し訳ないんですけども、もう一度お聞かせいただければと思います。
1:05:17	。
1:05:28	関西電力の赤井でございますけれども、タンクの撤去の際にはですね、実際に作業前に、その部分の汚染の環境を測定いたしまして、例えば除染作業を実施してきた上で、はいかが
1:05:46	そう多分提供切り離し作業っていうのを実施いたします。
1:05:52	はい。
1:05:54	はい。原子力規制庁のハタケヤマですとなりますと 20 ページのところでは工場等において汚染区分の超える恐れがある場合っていつてるとこの線。
1:06:05	恐れがある場合は、まず除染等の対策を講じた上で、ビニール等で区画を設定するというふうな流れになるということでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:18	当たりばかりでございます。ご認識の通りでございます。はい。言葉が不足しているように思いますので、それを追記いただくようお願いいたします。
1:06:28	またその他で汚染区分を超えるようなときってというのは、例えばその区分Bになっているものがシーンになるようなことを一時的な作業とか工事において、そういったことを考えられるのかどうかを御説明いただけますか。
1:06:46	あたりの値でございます。当店表作業によって一時的に区分が変わるということですね
1:06:56	買って手ずに伴う作業においても、もちろんを起こせの恐れがある場合については区画等で汚染防止の広がりを防止することで、その加工した上でその人が多く部分は変更しないというようになってございます。
1:07:16	はい。原子力規制庁の畠山です。外側の区分を変更しないということでご説明ありましたけども、内側変わるということではよろしいですかね。
1:07:24	第1項変えないということでしょうかちょっと個別にもう一度お聞かせいただけますか。
1:07:29	朝出てくる中でございます。内側の区分に作業の内側の部分についても変更しないというふうになってございます。
1:07:38	はい、わかりました技術力セキハタケヤマです。
1:07:42	ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。
1:09:18	原子力規制庁の畠山です。今まで御説明小実施しました。先ほどちょっとコメントしました。汚染区分を超える恐れの場合に、除染ですかね、線量か行うという旨については追記いただいて、それ以上は特にこの点については特にございません。
1:09:40	赤い電力が書いてございます。こちらの女性のことを追記する承知いたしました。
1:09:56	はい。続きまして原子力規制庁ハタケヤマです。参考資料の6ページを見て程度参考資料の6ですね、下の24ページを見ていただければと思います。
1:10:16	他の工事の資金とか検査成因を置いて
1:10:22	このルートにおいては、
1:10:26	据えつけ検査、耐圧検査、漏えい検査を実施していった耐圧検査と漏えい検査については、日を探傷試験を実施する旨が説明があると思いますけども、
1:10:40	このラインってなっちゃちょっとすいません、そもそも論でまずお聞かせいただきたいんですけども、UTPとかそういったことは行わないラインということでしょうか。どういったときにはUTとかが必要なのかということで、今回のPTのみでよいついていう理由、ちょっとそここのところをしていただけますでしょうか。
1:11:07	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:09	関西電力の赤井でございます。第1棟の部分に対しましては、こちらは、二つ目の接客のほうに記載がございまして、ドップラ不安の廃版につきましては、
1:11:25	ダイダンの体系等にもよる分あるんですけども、今回の配管につきましては、セイジュン
1:11:33	或いは試験または浸透探傷試験を実施することとになってございまして、今回は浸透探傷試験を実施するものでございます。
1:11:45	日医の規制庁の瀧川です。自分対象資金が品等当初資金買わざるを得られるということなんですかね。その内容に応じて、
1:11:54	参考までにお聞かせいただきたいんですけども、そのあとのその供用期間中の検査としてはどのような検査をなされる予定になるのか、ちょっとそこも教えていただけるとありがたいです。
1:12:08	はい。
1:12:35	やっぱり電力がやっぱりございます。この件につきましては維持規格の維持規格に基づいてまじしてんですけども、やっぱり詳細な計画内容につきましては、あと、後で別途説明。
1:12:51	回答させていただきます。
1:12:55	承知いたしました等内容にわかりませんけれども、24ページと23ページ、cが印刷されてる順番が逆になってますので、
1:13:10	順番は直してください。
1:13:14	申し訳ございません。時ば直して提示させていただきます。
1:13:38	はい。原子力規制庁の畠山です。雇用のPDF多分いただいているかと思いますが、でもそれが逆になってるんであれば、また改めて出していただければと思いますけれども、来いただいたPDF国会を後程こちらの確認しますけれども、
1:13:52	これが逆になっていたら改めて提出いただければと思います。以上です。
1:14:00	渡り部の中でございます承知いたしました。
1:14:15	原子力規制庁の畠山です。前回のヒアリングのところからのコメント私からは以上になりますということをつけて、
1:14:28	前回からの確認事項でセキさんから何かコメントありますか。
1:14:38	とりあえず続けてください。はい。
1:14:41	25日からも、前回のコメントからの反映という面では何かございますでしょうか。
1:14:48	規制庁西エチレン数から2点ほどちょっとお願いが確認があって、
1:14:55	補足説明資料の4ページ目の当審査会症状の整備のところなんですけど。
1:15:05	よろしいですかね。続けて12条のところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:09	ちょっとまず整理したいんですけど、今回の届け出に関して 12 条の関係で大きく二つあるとあって、今回新設が移動する配管、配管自体の溢水防護という観点と、
1:15:24	あとはもう一つはトラフィックパッチスタックとかの撤去に伴って、先ほどお伝えしたその主配管以外の設備が溢水防護に影響があるかどうかというのとは大きく二つの観点があると思って。
1:15:38	います。
1:15:39	で、全社のそもそも主配管が溢水防護し配管の溢水防護という観点でいうと、様々それらはの溢水防護対象設備でないので、審査対象上部とならないという理由。
1:15:53	黄砂の方については、一斉評価条件とか溢水量変更する必要がなくて、変更がないよってその多分大きく二つの理由があると思ってのですね。
1:16:03	一方で 12 条で書かれていることって何かそこら辺は何かまざっているような感じがして、
1:16:09	ちょっとそこら辺はもう少し明瞭に書いていただきたいというのが 1 点目です。
1:16:14	何かありますでしょうか。
1:16:20	また離陸段階でございます。
1:16:23	何かコメントを検証いたしました。補足説明資料に反映させていただきます。
1:16:29	ちょっとそこら辺の手法、手法と実際にやってる内容をもう少し明確に書いてくださいというコメントですよろしく願います。
1:16:37	2 点目が、これはちょっと内容をサブ的な話じゃないんですけど、18 ページ目の参考資料の 2、運用停止とか撤去とかの整理のところなんですけど。
1:16:51	よろしいですかね。
1:16:55	ちょっとこれ高日本語っていうか表現的な話なんですけど、工事計画から除外っていうなんかをそうですかって言って私もイメージ的にはそうだと思うんですけど、一方で工事計画っていわゆるも 1 回もの。
1:17:09	だと思っていて、基本的には、要はその工事が終わったら基本的にはその工事計画はもう生きていないものだと思っていて、少しちょっと工事計画から除外っていう表現があまり適切じゃないかなと思っていますと、
1:17:22	イメージとしてはその用原子炉等規制法の体系化で要求事項があって、その容器に基づき設置している設備ないし機能があると。
1:17:32	それらから除外をするっていうイメージだと思うんですけど、ちょっとそういったところまあ、あの表現表現について少し見直していただければと思いますというのが 2 点目です。何かありますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:48	仮に破壊でございます。表現の見直しスズキ町承知いたしましたの説明資料にさせていただきます。
1:17:56	よろしく申し上げます。あとはまさに点と一点点最後 1 点だけ申し訳ないんですけど、これは異常年まとめの確認なんですけど、
1:18:05	29 ページ目。
1:18:08	のところ、
1:18:10	どちらかといったら本当に 17 ページのほうがいいのかな、27 ページ目のところで、
1:18:19	27 ページの
1:18:21	その上の図なんですけど、新設配管を落ちれ示して既設ルートなんか赤字の点線で示してると思うんですけど、これちょっと見づらいたけかなと思うんですけど、このはいえっと廃液蒸発装置室から出ていって、
1:18:36	この②の配管入れていくとの青いライン、ここでここにもともと赤、赤い牽制の既設ルートがあるって理解ですよ。まず、
1:18:47	ただ電力値でございます。ご認識の通りでございます。わかりましたので。その上で、この廃液蒸発装置地質についてなんですけど、29 ページ目にここで言っていたきたいんですけど。
1:19:00	29 ページのほうに行くと、この部屋には徳永さんのセキとかはなくてそもそも減るので、拡大する防止の恐れはないっちゃうことだと思うんですけど。
1:19:10	ここの部屋の床面とかについても、この 32 項第 2 項の前段、
1:19:16	で書いてあるように、その傾斜合併排液受け口がこの部屋の中にあるっていう理解でいいんですかね。
1:19:30	また、電力の赤井でございます。ご認識の通りで、部屋の中に受け口はございます。了解しました。
1:19:39	何かこの説明資料だとセキの説明資料なのでそうなるかなと思うんですけど、一方で何か今回のやつの配管の新設箇所って言っているところで何かにも何何もないようなイメージを受けたのでちょっとその確認をだけしたかったというところ。明確に確認できませんので結構です。ありがとうございます。私からは以上です。
1:20:16	原子力規制庁の畠山です。では続いて、ちょっと本日、東京支社経由ねお渡ししております。確認事項というものをちょっとお渡ししておりますけども、こちらは事業本部原子力工事センター確認できておりますでしょうか。5 点ほどちょっとコメントを出しております。
1:20:39	関西電力事業本部でございます。こちらのコメントと確認できております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:47	はい、水色規制庁の畠山です。この5点もについてそれぞれちょっと見解をお伺いしたいなと思っております、まずその1とNo.1のほうからちょっとそれぞれ御説明いただきたいと思うんですけども。
1:21:02	1のところでもちょっとこれ書いてあることを繰り返しになりますけれども、ドラム末タンクっていうのがこれまで許認可でどのような機能持っていたのかっていうことをまずちょっと御説明いただきたいなっていうのが一つありますというのも今
1:21:21	申請書のところの変更の理由であったり、あとは、補足説明資料のところですね、そういったところでは東端に位置次長。
1:21:31	貯蔵する必要性がないっていうことをちょっと言っていると思うんですけども、もともとの設計思想としてドラムがパッチタンクっていうのはどういうものだったのか、結果としていちいち流出する必要性がなくなったんだとは思いますが、それはもともとどういう機能を持っていたけども、その撤去に伴って、
1:21:50	そのようなことが起きるのかっていう、次はちょっと体系的な御説明をいただきたいなと思っております。例えばセメント固化による処理ができなくなるとか、そういったことが想像できるんですけども、そういったことをちょっとまず、口頭で御説明いただけますでしょうか。
1:22:08	。
1:22:57	電力削減してございます。ちょっと正確なところは後程資料化する際に確認した上で、聞かれたってございますけれども、建設当初はにあたりましては、セメント固化のラインのみの入りで最初に、
1:23:12	邦夫となっております、その効果というのは、後につけた設備でございます。
1:23:17	当初セメント固化による処理しかございませんので、はいり蒸発装置毎に来ていいけどしかありませんけれども、過去2系統ございまして、これらを処理するために、
1:23:32	そこをホールドする必要があるというときに使うものとしてたらメンバーキタンクがあったもんですというふうに考えてございます。
1:23:42	はい、検討ですけども、そのアスファルト固化体んで、十分な処理能力があるという状況ですし、このパッチタンクでまた1保存する必要性がないという状況ですので、
1:23:58	結局から外れていただくということでございます。
1:24:06	原子力規制庁の畠山です。まず明示的に確認をしたいのがですね。
1:24:12	どるアミンぐパッチタンクが沸騰貯蔵する必要性がないとおっしゃっていた今の御説明というのは人セメント固化による処理はもう行わない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:23	それから、不用になったのかどうかということをもまず御説明いただきたいと思っております。
1:24:31	今ちょっと単純なところで、
1:24:35	今の点検で不要であるってことが書かれておりますけども、ちょっとどういふことで不用になったのかっていうことがまず抜けているかなというのが、
1:24:45	文章ですので、今回はセメント固化では何かそれとか団体で容量が自分の署名と処理能力があるということを御説明いただけたかなと思いますけども、
1:24:59	その処理能力というものがいわゆる
1:25:05	技術基準規則の 39 条のところの適合性に照らしても、
1:25:11	処理能力を有しているかどうかということは、今申し上げた観点も含めてですね、今ちょっと 2 番のところまで踏み込んでちょっとお話しておりますけども、御説明いただければなと思っております。
1:25:30	。
1:25:37	あと、加えてなんですけども、わかり
1:25:42	ドラムバッチタンクは不要ということで提供するっていうことが今工事の方法申請書届け出書のほうのところに書かれておりますけども、
1:25:52	不要と判断したっていう理由についてっていうのが今の工事ええと申請の理由のところですね、明示的に表れないと思っていて、どのようなところっていうのを
1:26:07	どのような系統経緯があつて、不要と判断したのかっていうところというのが、届け出のところの個人の理由のところにご説明を付け加える必要があると認識しています。
1:27:10	河川電力よろしいでしょうか。
1:27:17	関西電力の北条です。すいませんお時間お待たせしましたあの先ほどの御指摘いただきましたトラフィックバッチタンクを不要としたのを判断した経緯ですけども統計理由のところについても、あとちょっと書き切れてないと。
1:27:34	いうところでございますし、経費率ね、先ほどちょっと説明をさせていただいたところも踏まえて、問題ないというところのお考えについても補足のほうに出させていたかどうかと思っております。
1:27:55	。
1:27:58	はい。原子力規制庁の畠山です。
1:28:01	承知いたしました。で、あわせてちょっと確認なんですけどもこれ No.2 番のちょっと下の段に書かせていただいておりますけども、今回撤去する泥水パッチとその他の設備ですね、これらが添付資料には記載はされていないかなと思いますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:18	これ過去に高浜発電所の3号機の工事計画、これは緊待所的だったかと思 いますけども、名緊待所撤去にあたっては、添付資料というものをつけていた だいていて、
1:28:34	その撤去に伴う影響というものがない旨っていうのが説明があったかと思いま す。
1:28:39	今回の撤去の工事等、
1:28:43	高浜の緊対等の撤去の工事において、添付資料が点くか点かないかというの はどのように考えられていたのか、ちょっとその整理を教えていただければ と思います。
1:29:41	／B電力の北条です。90 対策1 高浜3号機の緊急時対策上の輸血の時の 設工認につきましては、当初、やはり今ちょっと復習撤去するところについ ては添付していなかったということでしたけども、
1:29:59	実際にはその移設する断面において、一旦は新たに
1:30:06	正しいもの金勘定をまずつくって、そのラインを生かして9のラインを生かし たままあたしラインのほうもつなぐというこの後、旧の緊対所のラインの通信連 絡ラインだとか、そういったところについて、撤去するということで、
1:30:22	一時的に減りつつ併設して、あと取るというところも踏まえて影響がないとい うところを見るためにつけたというふうに言いますと確認をさせていただいて、今 回の当濃縮域配管の取替の改造工事の届け出につきましては
1:30:41	実際炭鉱といった等撤去系とか切り離すというところですけども、単それか らその附属としてついているFO-Aのセキ室累積それからまあ漏えい検出す る検出装置、こういったものがタンクに付随して、
1:31:00	設置しているものですね大元のタンクっていうのを待つとる。
1:31:05	もう元の盤で機能がなくなるということで、配当そういう同意検出器の説明書と か、そういったものにつきましては、内自明という考えを終えてをもちまして今 回得をしていなかったというものになります。
1:31:32	原子力規制庁の畠山です。ちょっと少々お待ちいただいてもいいですか。
1:32:44	はい。
1:32:48	原子力規制庁の竹村です。今とりあえず御説明のところについては承知いた しましたが、ちょっとその差異については資料に落とし込んでいただいた上 で、この高知計画にその影響たいことが明らかであるところっていうのが、
1:33:04	例えば液体廃棄物の処理設備として十分な処理能力を有してるかどうかちょ っと先ほど申し上げたような点であったり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	° 撤去に伴うその影響度合いっていうものっていうのは、なにも多分御説明がないと思っていて、そこのところは明示的にご説明はいただきたいと思っています。
1:33:28	まずは補足に入れていただけますか。
1:33:34	当たりの中でございます承知いたしました店舗と説明資料の添付書類の整備のところで時させいただきます。
1:33:52	はい、よろしくお願いいたします。
1:33:59	名と規制庁の西内ですけど一点だけですか。
1:34:05	本庁側はいいですかね。はいどうぞ。
1:34:09	いけなきやちょっと目明確にお伝えしておきたいのは、ナンバー1棟の前に行っている意味セットだと思っていて、
1:34:17	名前の確認事項で最初に書いている。まずこれまでの許認可において、結局この網撤去する設備がどういった機能、どういった役割を果たしていたのか、許認可許認可上ですなまず。
1:34:30	ていうところをまず明確に整理して御説明いただいた上で、それを撤去することによる影響は同様に添付資料とかで説明いただくべきであろうって問題意識があるってのをまず念頭にご理解いただきたいと思います。
1:34:43	なので、ナンバー1をしっかりとまず整理いただいた上で、それを撤去することになったとしても、例えば補の名前で書いてるような、1項1号の適合性として十分な容量を有しているかどうかというのをしっかりと説明すべきだろうと。
1:34:56	そういう問題意識でコメント出しているものですので、まず近いNo.1から整理をしっかりとさせていただきたいなというコメントととらえていただければなと思いますよろしくをお願いします。
1:35:10	／耐力値でございます。突っ込めと名称といたしました。それは補正時整理させて
1:35:18	御説明資料等に反映させていただきます。
1:35:30	原子力規制庁の畠山です。続けてですけれども、ナンバー3のところについては先ほど参考資料6のところを確認をさせていただいていたので、
1:35:41	内については、先ほど質問したところについてですね、少し書き加えていただければと思っております。いわゆるその検査性のところですね。ええと。
1:35:55	含めてちょっと聞こえていただければと思っています。
1:35:59	。
1:36:01	続けてNo.4のところについてちょっと確認をさせていただきたいと思っております補足説明資料のところですね。
1:36:08	ページで言うところの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:18	10 ページを見ていただければと思います。
1:36:21	10 ページのところの耐震性に関する説明書のところでドラムがバスタブほかを提供するが、系統から切り離すのみであり、除客するものでないことから建屋の影響がないことは明らかであるということであって書かれていると思うんですけども。
1:36:37	この資料上のその御説明の中っていうのは、実際に適用しないため影響はないというふうに書いてありますけど、この後の参考資料の 2 のところ、
1:36:48	ページに言うと、
1:36:52	18 ページですね。
1:36:54	での説明書
1:36:57	生後で考えますと、どうこう事業がそのドラムなんかを除外するっていうところの建家への影響の有無っていうのは、その工事計画上の設備の設置状況を踏まえて説明すべきだと認識しておりますのでちょっとそこの記載ぶりについては補足説明資料を見直していただければと思っております。
1:37:17	これについて何か見解がございますでしょうか。
1:37:20	はい。
1:37:26	また議員力の値でございますが、今のコメントにつきましては承知いたしましたあの補足説明資料のほうに建屋の影響の
1:37:34	MUTOHの影響がないことについていないようにさせていただきます。
1:37:46	原子力規制庁の畠山です。よろしくお願いいたします。最後にNo.5 番のところについて確認をさせていただきます。
1:37:56	日届け出書のほうの耐震性のところの説明において継続改定ピッチのものを扱うA評価を行うかと思っておりますけども、
1:38:06	ここで扱う耐震強化に扱うの減衰係数というのは、本税Iの場合となしの場合ってのはそれぞれ表で示されておりますけどもこれどちらに該当しますでしょうか。
1:38:23	渡り部あたりでございます。こちらの減衰定数につきましては保温材ありのほうに該当いたします。
1:38:34	はい、問題ありのものの評価を用いているということで 3 承知いたしました。で、その上で、今回のその配管の支持というのが、例えばUV税手引きで取りつけるということが説明があったかと思っておりますけども、
1:38:52	いう部ととかそ軸方向に拘束されないものでございますけども、これは経営全体で見たときにそういうボルト以外の支持構造物があるのかどうか、或いは言う事でどのように固定することができるのかといったその全体像を御説明いただけますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:15	渡り部のあたりでございます。まず
1:39:20	いう全体で見たときに乳房以来の指摘構造物があるというかというところですが、けれども、こちらにつきましては、いうこと以外の支持構造物がございますが、こちらの全体像の下部シャッターですけれども、まず
1:39:38	配管の式に関してですね、
1:39:41	まず、基本的にはですね、配管の絡みが存在しますので、いう事のみでその周りのアイダホとて言えば見れた方向の拘束が可能でございます。
1:39:55	しかしながら直下のみの場合ですとかは有望と自体は機構が拘束されないものがあり事故ができなくなることから、いうボルト以外の軸方向が拘束できる。
1:40:10	現行の物を使用しておりますので、これらの支持構造物の使う種類あつた排気塔については、施行前に赤字で行われて選定するものでございます。
1:40:36	原子力規制庁の島山です。全体像としては承知しました。今のことでいただいた御説明というものを補足説明資料に付議させることができますでしょうか。
1:41:02	当たり7台でございます補足説明資料に入ればいい承知いたしましたあ、こちらにつきましては、新たにして補足参考資料9として補足説明した説明資料に追記させていただきます。
1:41:21	はい。原子力規制庁ハタケヤマです。承知いたしました。あと1点確認させていただきます。今回配管取り付けに当たって使われる溶接方法での参考までにお聞かせいただけますでしょうかといった溶接方法取られるかをちょっと御説明いただければと思います。
1:41:41	また電力値でございます。今後の予定につきましては、ピーク溶接で溶接というスポーツ計画してございます。
1:41:51	20 規制庁ハタケヤマです。承知いたしました。今回用いられるっていう溶接においても加圧器スプレイラインでのそのトラブルを踏まえて熱か、
1:42:04	水の管理を行うという理解でよろしいでしょうか。
1:42:10	関西電力の赤井でございます。ご認識の通り施行時には熱管理は
1:42:15	でした上で施工発生いただきます。
1:42:19	むしろ規制庁ハタケヤマです承知いたしました。
1:42:25	はい。
1:42:26	。
1:42:28	原子力規制庁本庁側から特にござい異動以降ございませませんが、規制庁に周知さんから何かございますでしょうか。
1:42:38	特段ありません大丈夫で、
1:42:41	はい、ありがとうございます。市セキさんから何かございますでしょうか。
1:42:48	規制庁の関ですハタケヤマさんになんですけどあとスケジュールだけですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:54	はい、確認事項コメントリストの確認とスケジュールを取る予定です。
1:43:01	それで規制庁の前期です。もう
1:43:06	オープンした確認事項の一番 2 番については
1:43:12	私には関西電力の説明でもうちょっと引き取られたような感じになっていて方向性がどうなるかわからないような感じなんですけど、そのところも注意共通理解を
1:43:29	溜めなくて大丈夫ですか。
1:43:33	というのをちょっとスケジュールかも込みで
1:43:36	考えてください。
1:43:42	承知いたしました。少々お待ちください。いいですか。
1:45:58	規制庁に周期ですけど、今はいいですか。
1:46:04	はいどうぞ。
1:46:08	ハタケヤマといいですかね僕から外したほうがいい。
1:46:14	先ほどのNo.1 とナンバー2 の確認事項については、少なくとも現時点で関西電力から何か明確に回答できるものはないという理解でいいんですよね。いずれにしたために入れな許認可をまずしっかり整理いただく必要があると思っていますので現状お手元に資料とか整っていないと確認ができないという理解でまずいいですかね。
1:46:33	現状で何かを明確に説明できるものがあればと思うんですけど。
1:46:37	先ほど説明いただいた事項が現時点で説明できる範囲という理解でいいですか。
1:46:47	関西電力の林でございます。金利時点で明確に入れるべき事項としましては、許可長は特段九谷焼差異というのは、痛みバッチ策については答えません。
1:46:58	ここで計画につきましては、今手元に資料ございませんので、そこは整理させて、
1:47:04	いただきます。
1:47:06	はい。規制庁に周知です。了解しましたので、少なくとも今日時点ではこれ以上話せることはないのかなと思っていて、また一方でこちら側の問題意識が明確に伝えたつもりでして、結局既工認ではドライにパッチがどういう役割を果たしてどういった添付資料でどういうことを説明していたのかまず整理していただく。
1:47:25	それを踏まえて、今回の撤去がどういう影響があるかについては、少なくとも基準適合の範疇で必要な話範囲であれば同様に説明されるべきであろうとならば同様の添付資料で同様の説明に対して、これを適用しても、の液体廃棄

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	物、液体廃棄物処理設備として影響が適合性を満たしているということを説明すべきであろうと。
1:47:45	そういう問題意識は先ほど明確にお伝えしたつもりですので、次回のヒアリングで十分な回答はいただけるものと考えておりますので、一応 30 日っていう確認機関、
1:48:00	踏まえても、次回のヒアリングで明確に回答いただければいい話かなとか、
1:48:06	これには考えてます。
1:48:10	佐賀銀行の林でございますが、既認可の情報を確認。
1:48:15	事前確認し、そのような御指摘のような御説明させて、
1:48:21	連絡協定でございます。ありがとうございます。
1:48:26	すみません、この東京支社ですけども、1 点、23 年をお伺いしたいんですが、
1:48:31	今 23 の御発言ですと、きちんと整理した上で、基本的には町タンク含めてです、撤去することについて、
1:48:43	オペレーションの添付の中で説明をするべきでないかと。
1:48:48	いうふうにお考えなのかというふうに聞こえましたけれども、
1:48:52	当社からの説明をさせていただきました通り、
1:48:57	緊待所の撤去の際に、
1:49:00	説明をつけたのは、
1:49:02	新規へという緊対から新緊対への機能移行するにあたって、
1:49:07	で、
1:49:08	必要な設備。
1:49:12	になりますので、それを工事にあたって悪影響がないような設計になっているかどうかということを説明する必要がある。
1:49:23	ので。
1:49:24	最終的には、
1:49:26	説明者として、資料にお付けしたということが経緯になっているんですけども、そういう意味でいくと、今回のこのドラムバッチタンクというのは当然コメントいただいた通り、経緯等の必要性等は御説明しますけれども、
1:49:42	緊待所の例のみですね、そもそも新緊対でも旧緊対でも必要な機能であって、それを切り替えることによって、本当に悪影響はないかどうかを確認するというようなそういう類の設備ではなくて、もともといい方向に終えて、設置していたものですけども、もうそれがもう必要ないと。
1:50:02	ということになったので単に撤去しますと、いう整理でそういう話なんですけれどもその

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:08	でも、届け出書の申請書の中にですね、その撤去することについての御説明が必要になるというふうにお考えということでしょうか。
1:50:20	次の規定等に周知ですけども、若干認識が甘い気圧できてなかったかなと思うのが、
1:50:29	結局、39条の1項1号のところでは要求をしているのは十分な処理のその発電所内で発生する廃棄物に対して十分な処理能力があること。
1:50:41	予期をしていると。それに対して、まず既工認のそもそものランニング発タンクが今までの施工の中でどういった説明をしていたのかっていうのはまた整理いただく前提なんですけども、少なくとも今を設置をしている以上は、その31項1号の観点で何ヶ所必要がある設備であろうと。
1:51:00	それに対して今回撤去するけども、
1:51:04	撤去したとしても引き続き、十分な処理能力を廃棄物施設処理設備として有しているっていう観点の説明は、基準適合の観点で明確に必要なかなと。そういった意味では今回道民原発タンクを撤去したとしても十分な処理のこういうしては少なくとも添付資料で説明されるべき。
1:51:22	であろうという問題意識があると。ただ先ほどお伝えしたらそもそも機構にドラム缶タンクがその基準適合に関して、どういった位置付けでの設置をしていたかということによってそのこの対応の際はもちろん変わってくると思いますので、まずはその既工認を
1:51:37	明確に整理いただく必要があった上で、どういう対応になるかっていうのはか多少変わってくるのかなと思ってます。
1:51:46	ありがとうございます理解しました。
1:51:49	まだどちらにしてもスタート地点のまず泥水パッチ段階の許認可上の位置付けをまず明確にしていだかないと多分進まない話であって、逆に言うとそれぞれ整理されていけば、今回載せて届け出書説明されるべきべき内容ってほんのちょっと整理されるべきで、
1:52:06	そういった意味では今日の時点でそのスタート地点のまず整理がまず認識できてないということであれば、今日のヒアリングでこれ以上話をしても、
1:52:14	また話が進まないのかなとまた問題意識が明確に今のやりとりも踏まえてお伝えはできたと思いますので、それを踏まえて、時間のヒアリングで位置付けを整理して説明いただいて、なので今回の届け出書でこういった対応している、こういった説明が必要であるということでもとめていただければ十分次回
1:52:35	十分な回答が得られるのかなとと思っているところでございます。
1:52:41	傾斜のオオタで通知承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:46	はい、というところでちょっと 30 日の話で割と期限は近いんですけど、そういった意味でも早めに整理をいただいて、早目に成果の回答いただくということが必要であろうというところですのでそれを踏まえてスケジュール感は最後にハタケヤマさんのほうでまとめていただければと思いますがいかがでしょうか。
1:53:10	規制庁の関でスイッチをそれでいいですが、
1:53:14	当分
1:53:16	凶器装置 1 回として、
1:53:22	今はもうアスファルト固化カーしか見ないカバー
1:53:31	本来、
1:53:33	今まで私の憶測ですけど今までアスファルトたサミットでねセメント固化で使っていたの時に中心に使っていたXaタンクは必要ないのかなあというふうに勝手に思っているんですが、
1:53:50	そういう理解でいいんでしょうかね。
1:53:54	これちょっと関西電力にいます。
1:54:00	関西電力の北条です。今セキさんのおから言っていた通りでございまして当初、一番初めの径鉄のときにはですねセメント固化ラインしかなくて、
1:54:15	このラインに送る際に、副委員長圧送廃液蒸発装置の付託あったとその時に一時依存するときに、そうするときに一時的においてか置くことも考えていけたっていうのが
1:54:32	当社のグラフィックバッチタンクを設けたところだというふうに今認識してございまして、その抵当アスファルト固化設備っていうのを設けてまして、これ廃棄物の処理のほうも廃棄物の量を減らすというところでアスファルト固化設備機器の新たに設けたんですけども。
1:54:51	その際、そのあとは、基本的にセメント固化っていう欄には、ほぼ使っておりませんで、アスファルト固化ラインを使って、廃棄物処理をしてございますんで、その体されるとの御買おうの設備のほうに受け入れるときに、タンクにつきまして、
1:55:08	60 より上のタンクっていうのを設けてまして、事体ドラムバッチタンク自身 40 名なんですけども、内高流路として通ってるだけでもうバッチタンクの中で 1 兆するようなこともなく、
1:55:23	当自体は
1:55:27	金八タンクでちょっとするような
1:55:30	いう思ひまして時その必要性というのをないというのは今おっしゃっていただいた通りの誤認識です。
1:55:38	規制庁の関です。後ろのタンクは、お話は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:45	この理解みかんしてみたらタンクがあるってのはわかったんでまあそういうことなんだろうなと思っているんですが、ということで西内がさっき言ったというところで当初なんでつけたんですかって言う所ひもといていった上で、今後の伊予がどういうふうになるっていうことも明らかにされて、
1:56:05	こういうことだよねってことが明らかになるべきだと私は考えています以上です。
1:56:19	私からは以上でなんで。特に関西電力から確認がなければ続けてください。
1:56:35	はい。原子力規制庁の畠山です。今の点火災電力特になければ、スケジュール感についてお話しできると思いますけども、何かございますか。
1:56:49	概略でございます。特にございません。
1:56:54	26 成長ハタケヤマウエスへとこれからのスケジュールについてお話しできればと思いますけども、30 日という面もありますので
1:57:05	少なくとももうちょっと今いただいている
1:57:10	今こちらからコメントいたしました件については、
1:57:15	遅くとも火曜日までにはすべての回答をそろえていただく必要性があると思っておりますが、関西電力としてどのような作業スケジュールで考えられるかと通せお示しいただけますでしょうか。
1:57:38	関西電力の林でございます。火曜日急に資料をまとめるように取り組ませていただきます。
1:57:51	はい。原子力規制庁の畠山です。今火曜日の方で資料作成いただくということでご連絡いただきましたけども、その状態の場合において補正というのはどのタイミングで出せるかどうかについてもあわせてお願いします。
1:58:07	はい。
1:59:01	関西電力繰り返してございます。
1:59:03	ちょっとまとめている辺りの対応にもよりますけれども、6 月 24 または 25。
1:59:13	目標に補正させていただこうと考えてございます。
1:59:40	原子力規制庁の畠山です。今のスケジュール感について承知いたしました。まずは作業を進めていただければと思いますので、火曜日 10 に説明と資料を提出いただいた上で、こちらでもまた改めて確認し何か疑義等がございましたら、
1:59:56	その際に、改めてヒアリングの日程調整させていただく場合もございます。
2:00:02	このスケジュール感について積算官何かございますか。
2:00:12	規制庁の関です。またヒアリングをして、
2:00:16	はい。
2:00:17	切ってきた。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:20	具体的に何日に出してもらって何日にヒアリングして、
2:00:26	ということですか。
2:00:27	こういう多めに資料出してもらって水曜日にヒアリングして木曜日出してもら う、そういうスケジュール感で共通認識を得られたことでいいですか。
2:00:37	。
2:00:39	20 規制庁ハタケヤマです。今認識しているのがまず火曜日に資料提出いただ くことで、こちらとしては火曜日鉄があったものについて確認をして確認した際 に、例えば疑義等ございましたらそのタイミングに水曜日
2:00:55	等に価格にヒアリングの日程調整をする必要性があると思っております。もし その確認の結果特にいいとなれば、ヒアリングっていうのは設けないものか と思っておりますので、ヒアリングの実施するかどうかというのはまず資料見て からかなと思っております。
2:01:14	特にそののところに何もなければ木曜日に補正を出していただきたいという認 識でございます。とかさ電力からこのところで実施可否として何かございま すか。
2:01:26	。
2:01:33	関西電力の林でございます停止おっしゃっていただいたスケジュールに取り組 まさせていただきます。
2:01:43	20 規制庁の常盤です。セキさんから今お話ししたスケジュール感で他に良い コメント等ございますでしょうか。
2:01:54	はい。規制庁の関です。一応それがさ間に合う最後のラインだと思ってお りますのでそれで間に合わない場合は、家で
2:02:07	ミリオンなりっていうところをちょっとか別途考えないといけないと思 いますので金沢の総ラインのセキいただくようにお願いします以上提出。
2:02:24	一応規制庁ハタケヤマですセキさんからのコメント承知しました。関西電力も よろしいでしょうか。
2:02:31	やっぱり電力の話でございます。承知いたしました。
2:02:34	はい、ヒアリングについては本日以上にさせていただく予定でございま すが関西電力から全体通して何かございませうでしょうか。
2:02:57	考えなければ入ってございます。特にございませぬ。
2:03:01	はい、東京支社から何かございませうでしょうか。
2:03:04	東京さんも特にございませぬ。はい、規制庁Eに周知さん何かございま せうでしょうか。
2:03:11	特にありません。はい、セキさんから全体として何かございませう でしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:17	はい。以上です。はい。特にやりたい、これ以上はないかと思しますので、本日のヒアリングについては終了させていただきたいと思します。本日はありがとうございました。
2:03:32	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。